

美作監査第 14 号
令和 8 年 4 月 28 日

代表 請求人 様

美作市監査委員 尾崎 功三
美作市監査委員 角南 良雄

美作市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 2 月 27 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された美作市職員措置請求について、監査した結果
を同条第 5 項の規定により下記のとおり通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求人代表

住所 （省略）

氏名 （省略）

2 請求書の提出日

令和 8 年 2 月 27 日

3 請求の内容

請求人の提出した美作市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容は次
のとおりである。

住民監査請求書

令和 8 年 2 月 27 日

美作市監査委員 様

請求人

1. 請求人代表

住所 （省略）

氏名 （省略）

2. 請求人

住所 （省略）

氏名 （省略）

1. 住民監査請求の要点整理

本件住民監査請求は、美作市が所管する多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関し、市の財務会計行為及び不作為の適法性・妥当性について、次の点を中心に監査を求めるものです。

1. 過去の全額返還命令との整合性

多面的機能支払交付金について全額返還命令を行った市の判断と、同様の構造が指摘されている他の交付金について「問題なし」とした判断との整合性

2. 交付金制度間の立替・返金処理の適法性

制度の異なる交付金間で行われた立替・返金処理について、財務会計上の適法性

3. 領収書真正性確認を行わない支出認定の妥当性

宛名不一致等が認められる領収書について、原本確認や発行者照会を行わず支出を認定した判断の妥当性

4. 名義不一致が疑われる補助金に対する返還命令不作為

野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金において、返還命令を行わなかった判断の当否

5. 補助金事務が一個人に集中していた体制の検証

複数制度・複数団体にまたがる補助金事務が一個人に集中して行われていた体制の下で、内部牽制が機能していたか否か。

本請求は、上記について監査を行い、必要な是正措置、返還措置及び再発防止措置を講ずるよう勧告を求めるものです。

2. 住民監査請求書

1 請求の趣旨

美作市が所管する多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関し、市が行った又は行わなかった次の各財務会計行為は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な行為に該当する。

1. 交付金制度の異なる事業間で資金の立替・返金処理を行い、これを適法と判断した行為
2. 真正性が確認できない領収書をもって支出を認定した行為
3. 名義虚偽等が疑われる補助金について返還命令を行わなかった不作為

よって、監査委員におかれては、本件について監査を行い、違法又は不当な点を明らかにした上で、必要な是正措置、返還措置及び再発防止措置を講ずるよう、市長に対し勧告されたい。

2 請求の理由

(1) 過去の全額返還命令(多面的機能支払交付金)との整合性欠如

大原地域資源保全会に係る多面的機能支払交付金については、請求人らが令和4年6月28日付で提出した調査報告書に基づき、市は事実確認及び関係機関との協議を行い、平

成29年度から令和3年度までの交付金全額について返還命令を行い、令和5年3月30日、市への返還納入を確認している。

これは、市自らが当該団体の補助金事務に重大な不適正があったことを公式に認めたものである。

にもかかわらず、その後の中山間地域等直接支払交付金等において、同一又は類似の主体、会計構造及び証憑上の問題が存在するにもかかわらず、市はこれらを「問題なし」と判断している。この判断は、過去の返還命令との整合性を著しく欠き、不当である。

(2) 交付金制度間の資金流用(立替・返金処理)の不当性

多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金は、制度目的、交付要件、対象事業及び会計管理がそれぞれ異なる別個の国庫補助制度である。

しかし実際には、多面的機能支払交付金を原資として中山間地域等直接支払事業の経費が支出され、後日、中山間地域等直接支払交付金から返金するという処理が、複数年度にわたり行われていた。

市は、最終的に中山間事業の対象経費に充当されていれば問題ないとの見解を示しているが、財務会計行為の適法性は支出時点で判断されるべきであり、事後的な返金によって違法性が治癒されるものではない。

(3) 真正性が確認できない領収書による支出認定

中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業において使用された領収書には、次のような共通した重大な問題が認められる。

- ・宛名が実際の支払主体と一致しないもの
- ・支払者自身が金額、日付、発行者等を記入しているもの
- ・領収日が不明確又は未記載のもの
- ・同一様式、同一領収日の領収書が複数年にわたり使用されているもの

これらは、支出の真正性を裏付ける証拠書類として著しく不十分である。

市は令和7年3月28日付回答書において「本来なら実績報告検査時に指摘すべきであった」と述べ、審査・検査の不備を自認している。にもかかわらず、これらの領収書を有効な証拠として支出を認定したことは、不当な財務会計行為である。

(4) 象徴的事例: 7,649円の領収書による支出認定

令和2年度の中山間地域等直接支払事業において、7,649円の支出について提出された領収書は、実際の発行者及び受領者の認識と一致せず、真正に成立した領収書とは認められないものである。

当該領収書については、発行名義人本人が作成・発行を否定しており、印影からも第三者による作成が強く疑われる。にもかかわらず、市は原本確認や発行者への照会を行わないまま支出を適法と判断している。

なお、同様の問題は7,649円の事例に限られず、中山間地域等直接支払事業に係る防護柵草刈作業日当の領収書(計14万円)においても、作業者本人とは明らかに異なる署名が認められ、署名者名が本来の氏名と異なる記載となっている事例が存在するが、市はこれについても事実確認を行っていない。

これらは単独の軽微な問題ではなく、市の領収書審査体制が機能していないことを示す象徴的事例である。

(5) 野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関する返還命令不作為

防護柵扉及びユーソニック設置に係る補助金については、申請名義と実際の支払主体が一致しておらず、名義を偽らなければ補助金交付が受けられなかった疑いがある。

市は「実際に施設が設置されている」ことのみを理由に返還不要と判断しているが、補助金行政においては、申請主体、支払主体及び領収書名義の一致が交付要件の根幹である。

これを看過し、返還命令を行わなかったことは、不当な不作為に該当する。

(6) 補助金事務及び会計処理が一個人に集中していた体制

本件においては、平成29年度から令和3年度までの期間において、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金という制度の異なる補助金について、複数の団体の交付金受給に係る事務及び会計処理が、長期間にわたり特定の一個人に集中して行われていた。

当該人物は、過去に美作市職員として勤務した経歴を有し、早期退職後、平成25年から自治会長の職に就いていたものであり、補助金制度や行政手続に関して一定の知識及び経験を有していた立場にあった。

このような体制の下で、交付金制度間の立替・返金処理や、真正性に疑義のある領収書による支出認定が行われていた事実は、本件における財務会計上の問題が偶発的なものではなく、体制上の要因と無関係ではないことを示している。

3 求める措置

監査委員におかれては、本件について監査を行い、特に次の点を明らかにされたい。

1. 過去に行われた多面的機能支払交付金の全額返還命令と、本件において中山間地域等直接支払交付金等を「問題なし」と判断した市の判断との整合性
2. 交付金制度の異なる事業間において行われた立替・返金処理の財務会計上の適法性
3. 領収書の原本確認や発行者照会を行わないまま支出を認定した市の判断の妥当性
4. 申請名義と実際の支払主体が一致していない野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金について、返還命令を行わなかった判断の当否
5. 複数の補助金制度及び団体にまたがる事務及び会計処理が長期間にわたり一個人に集中して行われていた体制の下で、十分な内部牽制及び相互確認が機能していたか否か
6. 上記を踏まえ、必要と認められる是正措置、返還措置及び再発防止措置の内容

4 結び

以上のとおり、本件は、過去に全額返還命令を行った事案と同根の構造的問題を含みながら、十分な検証を経ずに「問題なし」と判断され、是正措置が講じられていない重大な財務会計上の問題である。

監査委員におかれては、地方自治法第242条の趣旨に則り、厳正な監査を実施され、違法又は不当な点を明らかにした上で、必要な是正措置、返還措置及び再発防止措置を講ずるよう、市長に対し勧告されたい。

添付書類
(別紙)

4 補正書等の提出について

本件請求書において、請求書の要点整理と趣旨との対応が不明瞭なこと、違法・不当と主張される行為の特定と財務会計上の行為又は怠る事実の該当項目とその根拠について明らかでないため、補正書、再補正書の提出を求めた。

令和8年3月16日に提出された補正書の内容については次のとおりである。

令和8年3月16日

美作市監査委員 様

代表請求人 (省略)

補正書

1 「要点整理1」が請求のどの項目に該当するかについて

住民監査請求書における「要点整理1過去の全額返還命令との整合性」は、請求の趣旨第2項及び第3項に該当する。

本件では、添付資料として提出した「問題となっている領収書の写し(代表例)」のうち、特に【領収書D】において、中山間地域等直接支払交付金事業(371,500円)及び多面的機能支払交付金事業(161,000円)の双方に関係する領収書が存在し、いずれの事業に係る支出であるか判別できない状態となっている。

当該領収書には、支払者の記載がなく、領収日も不明であり、さらに支払者自身による金額記入が認められるなど、支出認定の根拠としての真正性に疑義がある。

このように、両交付金に共通する証憑構造上の問題が認められるにもかかわらず、多面的機能支払交付金については平成29年度から令和3年度までの全額返還命令が行われた一方、中山間地域等直接支払交付金については返還命令が行われていない。

したがって、本件は、

- ・請求の趣旨第2項
(真正性に疑義のある領収書を根拠として支出を認定した行為の適法性)
- ・請求の趣旨第3項
(返還命令等を行っていない不作為)

の双方に関係する事項として整理されるものである

2 財務会計上の行為の特定及び違法・不当とする根拠について

(1) 違法又は不当と主張する財務会計行為の類型及び対象

本件住民監査請求において対象とする財務会計行為は、地方自治法第242条第1項に規定する次の類型に該当する。

① 公金の支出

平成29年度から令和3年度までの期間において行われた多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る事業の実績報告審査及び支出認定に関する行為であり、真正性に疑義のある領収書をもって支出を認定した行為並びに交付金制度の異なる事業間で資金の立替・返金処理が行われていたにもかかわらず、これを適法な支出として取り扱った行為である。

⑤ 公金の賦課・徴収を怠る事実

野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金及び中山間地域等直接支払交付金等について、補助金交付要件に疑義があるにもかかわらず、市が返還命令その他必要な措置を講じていないこと。

(2) 違法又は不当と主張する根拠

ア 交付金制度間の資金立替・返金処理について

平成30年度から令和3年度までの期間において、多面的機能支払交付金を原資として中山間地域等直接支払事業の経費が支出され、その後に返金する処理が行われていた。多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金は、制度目的、交付要件及び会計管理がそれぞれ異なる国庫補助制度であり、本来それぞれ独立した会計処理が求められるものである。

財務会計行為の適法性は支出時点で判断されるべきであり、事後的な返金によって違法性が治癒されるものではないため、このような支出認定は不当である。

イ 真正性に疑義のある領収書による支出認定について

平成30年度から令和3年度にかけて、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業において使用された領収書には、宛名不一致、宛名欠如、支払者自身による金額記入、領収日未記載等の問題が認められる。

また、令和2年度の7,649円の領収書については、発行名義人本人が作成を否定しており、真正に成立した領収書とは認め難いものである。

にもかかわらず、市は原本確認や発行者への照会を行わないまま支出を適法と判断しており、このような支出認定は不当な公金の支出に該当する。

ウ 返還命令を行わない不作為について

令和元年度に補助金交付が行われた後から現在に至るまで、返還命令その他必要な措置が講じられていない。

防護柵扉等に係る野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金については、申請名義と実際の支払主体が一致していない疑いがある。

補助金制度においては、申請主体、支払主体及び領収書名義の一致が交付要件の根幹であ

るにもかかわらず、市は「施設が設置されている」ことのみを理由として返還命令を行っていない。

このような対応は、公金の返還を求めるべき場合に必要な措置を講じていない点で、公金の賦課・徴収を怠る事実該当する。

添付書類

(別紙)

令和8年4月2日に提出された再補正書の内容は次のとおりである。

回答書

1. 交付金制度間の異なる事業間で資金の立替・返金処理を行い、これを適法と判断した行為

1 交付金制度間の異なる事業間で資金の立替・返金処理を行い、これを適法と判断した行為

●財務会計行為の相手方

大原地域資源保全会

豊田(大原)集落協定

●財務会計行為の内容

平成30年度から令和3年度までの期間において行われた多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の支払いに関し、異なる交付金制度間において資金の立替及び返金処理が行われていた行為。

●違法・不当事由の内容

交付金制度の異なる事業間で資金の立替・返金処理を行うことは、支出時点における使途の適法性を欠くものであり、これを適法と判断した行為は違法又は不当である。

●求める必要な措置の内容

支出認定の取消・返還命令

2. 真正性が確認できない領収書をもって支出を認定した行為

1 真正性が確認できない領収書をもって支出を認定した行為

●財務会計行為の相手方

大原地域資源保全会

豊田(大原)集落協定

●財務会計行為の内容

平成30年度から令和3年度までの期間において行われた多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の支払いに関し、交付金の清算に使用された領収書に、名義不一致、宛名欠如、支払者自身による金額記入、領収日未記載等の不備が存在するにもかかわらず、これを根拠として支出認定が行われた行為。

●違法・不当事由の内容

真正性に疑義のある証拠資料に基づき支出認定を行った行為は不当である。これらを前提として返還命令を行っていない対応も、公金管理上看過できず不当である。

●求める必要な措置の内容

支出認定の取消・返還命令

3. 名義虚偽等が疑われる補助金について返還命令を行わなかった不作為

1 過去の全額返還命令（多面的機能支払い交付金）との整合性

●財務会計行為の相手方

大原地域資源保全会

豊田(大原)集落協定

●財務会計行為の内容

中山間地域等直接支払交付金について、返還命令その他の是正措置を講じていない不作為。

●違法・不当事由の内容

不正又は不当な支出が疑われるにもかかわらず返還命令を行っていないことは、公金の賦課徴収を怠る事実該当し、違法又は不当である。

※領収書の真正性に関する具体的事例については、別紙に記載。

●求める必要な措置の内容

返還命令及び再発防止（会計分離・内部牽制の確立）

2 野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関する返還命令不作為

●財務会計行為の相手方

「大原・北原」（防護柵補助金申請名義）

「大原自治会」（鳥獣害撃退装置補助金申請名義）

●財務会計行為の内容

令和元年度に交付された野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金について、申請名義と実際の支払主体が一致していない（防護柵扉134,640円/ユーソニック181,000円）にもかかわらず補助金の交付が行われ、さらに返還命令が行われていない行為。

●違法・不当事由の内容

申請主体と実際の支出主体が一致していない場合、交付要件を満たしているとはいえ、補助金交付は適法性を欠く。

また、施設が設置されているという結果のみをもって適法性を基礎づけることはできず、返還命令を行っていない対応は不当であり、公金の賦課徴収を怠る事実該当する。

●求める必要な措置の内容

返還命令及び再発防止（会計分離・内部牽制の確立）

添付書類
(別紙)

(以上、内容は原文のまま掲載。これらのほか令和8年3月10日付「住民監査請求に係る補足資料の提出について」、令和8年4月10日付「令和8年4月2日付住民監査請求再補正書に係る追加資料の提出について」及び令和8年4月22日付「住民監査請求書に係る追加資料の提出について」の提出を受けている。ただし、添付書類及び追加資料は省略した。)

5 請求の受理

本件措置請求は法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和8年4月9日に、請求書の日付でこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査の実施事項

請求人は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に関する美作市の財務会計行為において、(請求の趣旨1) 交付金制度の異なる事業間で資金の立替・返金処理を行い、これを適法と判断した行為では、(請求の理由1) 過去に全額返還命令を行った多面的機能支払交付金との整合性に欠けており、(請求の理由2) 多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の異なる事業間での資金の立替等を看過した不当な公金の支出及び公金の賦課徴収を怠る事実であると主張し、違法又は不当な財務会計上の行為の是正を求めているものと解される。

(請求の趣旨2) 真正性が確認できない領収書をもって支出を認定した行為では(請求の理由4) 象徴的事例を挙げ(請求の理由3) 真正性が確認できない領収書による支出認定を行った市の領収書審査体制が、不当な公金の支出及び公金の賦課徴収を怠る事実であると主張し、違法又は不当な財務会計上の行為の是正を求めているものと解される。

次に野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金に関する美作市の財務会計行為において、(請求の趣旨3) 名義虚偽等が疑われる補助金について返還命令を行わなかった不作為では、(請求の理由5) 補助金申請名義と支払主体の不一致を看過した不当な公金の支出及び公金の賦課徴収を怠る事実であると主張し、違法又は不当な財務会計上の行為の是正を求めているものと解される。

また、それぞれの補助金において(請求の理由6) 補助金事務及び会計処理が一個人に集中していた体制を看過した不当な公金の支出及び公金の賦課徴収を怠る事実であると主張し、違法又は不当な財務会計上の行為の是正を求めているものと解される。

趣旨に記載の行為のうち、(請求の趣旨1) から(請求の趣旨3) すべての公金の支出行為について法第242条第2項本文で規定する「当該行為のあった日」について検討するに、「補助金が支出された日を当該行為のあった日」と解するのが相当であり、

本件請求については、法第242条第2項本文で規定する「当該行為のあった日から1年を経過した」ものであり、同項本文の規定に定める要件を満たさない監査請求である。

また法第242条第2項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

平成14年9月17日の最高裁判所の判決（判時1807号72頁）によると、「正当な理由」について、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示されている。

このような観点からみると、平成29年度から令和3年度までに支出された多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金、令和元年度に支出された野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金について、請求人が本件請求を行える程度にその内容を知ることができたと解される客観的な時期については、補助金の性質から年度内に支出されていると解するのが妥当であり、また請求人が提出した資料から判断すると最終年度の支出行為のあった日から4年余を経過しており、請求人が相当の注意力をもって調査すれば、監査請求期間内に監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたと認められ、その期間内に本件請求を行うことも十分可能であったと考えられる。

したがって、本件請求が監査期間経過後に申し立てられたことについて正当な理由があるとは認められない。

これらのことから、公金の支出に関する請求は監査請求期間を徒過してされたものであり、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法な請求であることから、却下とする。

なお、多面的機能支払交付金については、返還手続きが完了していることから、中山間地域等直接支払交付金について返還命令を行わなかった行為が違法又は不当な怠る事実であると主張していると解される。

そこで、本監査においては、（請求の趣旨1）から（請求の趣旨3）すべての財務会計行為としての怠る事実に関して、違法又は不当行為があったのかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

農林政策部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和8年4月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

・大原地域資源保全会について、存在の認識、参加の同意の有無及び当該団体からの

金銭受領の有無について実態調査を行ったところ、多数の構成員が団体の存在自体を認識しておらず、金銭受領の事実も確認されていない。

- ・多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の間で立替及び補填が行われており、疑義が認められる。

4 関係職員から陳述

令和8年4月10日、17日、22日、27日、関係職員に平成29年度から令和3年度までの中山間地域等直接支払交付金、令和元年度の野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、陳述の聴取を行った。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ・会計証拠書類について、領収書等を確認し、実績報告書に添付されている収入支出決算書の金額と同一であることを確認した。
- ・多面的機能支払交付金の返還理由は、対象団体が設立総会を開催せず、規約も構成員の合意形成がなされないまま定められているなど諸手続きに不備があり、活動組織としての要件を満たしていないと判断したためであった。
- ・豊田（大原）集落協定では、令和2年度中山間地域等直接支払交付金の支払実績として地区集会所の会場使用料が含まれているが、自治会内部での会計処理が未了であることが確認できたため、早期に処理するよう指導している。また、領収書の宛名や受領書名等についても、より正確な記載を求める旨指導している。
- ・野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金の要望書の代表欄には大原自治会とされていたが、施工場所が大原・北原地内であったため、事務処理上、施工場所を明確にするために決定通知書の団体名の欄に大原・北原と記載したが、補助金の交付先は要望書記載の大原自治会であって、要望者と異なる団体に交付決定したものではない。また、防護柵扉及びユーソニックの取り付け代金として支払われており、事業執行上問題はない。

第3 監査の結果

本件帳簿、書類その他の記録について確認した結果、当該支出は適正に処理されている。

令和2年度中山間地域等直接支払交付金の支払実績として計上されていた地区集会所の会場使用料については、自治会内部での会計処理が未了ではあったが、本件補助金はその交付目的に合致しており、補助金として交付したこと自体は妥当であり、市に損害が生じているわけではないことから、補助金の交付を取り消すまでの理由があるとは言えず、補助金の返還を命ずるべき場合に該当しないと判断する。

また、多面的機能支払交付金の返還理由は、前出の関係職員の陳述のとおりだが、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の申請団体は別の組織であり、中山間地域等直接支払交付金の交付要件に違反する事由が認められないため、返還を求める根拠がない。

さらに野生鳥獣被害防止施設設置事業補助金については、申請主体と支出主体が実質的に一致しており、問題は認められない。

以上から、交付金等の返還を求めない行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「怠る事実」には該当せず、請求人の主張には理由がないものと判断される。

よって、本件請求は、これを棄却する。

第4 意見

監査の結果については以上のおりであるが、市長に対し、今回の監査を通じ次の意見を述べることにする。

本件請求において監査の結果、請求人が主張する違法及び不当にはあたらなかったため棄却としたが、領収書を始めとする各種証憑書類については、市民の中に些かの疑念も生じさせることがないよう尚一層の慎重かつ正確な整備に留意をされたい。